

事務連絡
平成28年3月31日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局総務課

医療機能情報提供制度の実施に当たっての留意事項の一部改正について

今般、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）の一部の施行等に伴い、本日付で、「平成十九年厚生労働省告示第五十三号（医療法施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が定める事項を定める件）の一部を改正する件」（平成28年厚生労働省告示第167号）が告示され、医療機能情報提供制度において、病院等の管理者が都道府県知事に報告しなければならない事項の一部が改正されました。また、これにより、「医療機能情報提供制度の実施に当たっての留意事項について」（平成19年9月25日付け厚生労働省医政局総務課事務連絡。以下「留意事項事務連絡」という。）の別表1を添付のとおり改めましたので、内容をご了知いただくとともに、管下の医療機関に周知をしていただきますようお願いいたします。

なお、標記制度の実施に当たっては、「医療機能情報提供制度実施要領について」（平成19年3月30日付け医政発第0330013号厚生労働省医政局長通知）にてお示ししている実施要領並びに留意事項事務連絡本編資料及び別表2についてもご了知いただき、円滑な運用に引き続きご尽力いただきますようお願いいたします。

（添付資料）

留意事項事務連絡 別表1【各医療機関別】（平成十九年厚生労働省告示第五十三号に記載された事項（第11条関係を除く。）等及び留意事項）



(参考資料)

- ・ 平成十九年厚生労働省告示第五十三号の一部を改正する件（平成 28 年厚生労働省告示第 167 号）
- ・ 新旧対照表

(照会先)

厚生労働省医政局総務課 鈴木、山田

TEL:03-5253-1111 (2519、4109)

FAX:03-3501-2048